

## 堺市とオリックス野球クラブ株式会社との連携協力に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）とオリックス野球クラブ株式会社（以下「乙」という。）は、  
次のとおり、堺市のスポーツ推進に向けて連携協力するための協定（以下「本協定」という。）  
を締結する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和2年1月16日

### （目的）

第1条 甲と乙は、スポーツ推進や広報等の様々な分野において、それぞれの活動の充実を図るとともに、連携協力を積極的に推進することで、市民がスポーツに親しむ機会を提供し、スポーツを通じて明るく元気で活力あるまちの実現に寄与することを目的とする。

### （甲）

堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市  
堺市長

### （乙）

大阪市西区千代崎3-北2-30  
オリックス野球クラブ株式会社  
代表取締役社長 オーナー代行

永藤英樹

湊 通夫



### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力を進める  
こととする。

- (1) 堀市内での乙のプロ野球2軍公式戦開催
- (2) 野球をはじめとするスポーツの普及、競技力の向上
- (3) 試合観戦等による市民のスポーツに対する興味や関心の向上
- (4) 甲又は乙が行う情報発信
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

### （協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙から書面をもって協定を更新しない旨の申し入れがないときは、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### （その他）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施に関して必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。